笠間市協働のまちづくり推進指針

平成22年11月

笠間市

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
第1章 協働のまちづくりを推進する意義と基本理念・・・・・・・ 3	3
1 背景	
2 協働, 市民活動のとらえ方	
3 協働のまちづくりを推進する意義(必要性)	
4 協働のまちづくりを推進する基本理念と原則	
第2章 協働のまちづくりの現状と課題 ··········· -	7
第3章 協働のまちづくりを推進するための方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4章 協働のまちづくりを推進するための取組み・・・・・・1	1
資料編	
1 指針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1!	5
2 体系図16	6
3 指針策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
4 市民会議委員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9

はじめに

笠間市を取り巻く環境は、少子高齢化や経済成長の停滞など社会・経済情勢の変化や 生活様式、価値観の多様化による市民ニーズの変化など、大きな転換期にあります。ま た、地方分権の進展により住民主体の自己決定・自己責任による地域に根ざした自立的 なまちづくりを行うことが求められています。

笠間市では、市民と行政が共に考え、築く、新しいまちづくりの指針として、平成19年4月に笠間市総合計画を策定しました。本計画では、「にぎわいの創造」「やさしさの創造」「ふれあいの創造」の3つの基本方針のもと、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ~みんなで創る 文化交流都市~」を将来像としました。そして、この将来像を実現するための柱(施策の大綱)の一つとして「人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり(自治・協働)」を定め、一人ひとりを大切にし、市民と行政の協働による楽しく元気なまちづくりを実践することとしています。

この指針は、笠間市総合計画が示した、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めるため、行政主導のまちづくりを見直して、公共を共に担うパートナーである市民との協働のあり方を示すとともに、今後の市の施策の目指すべき方向性を定めました。

策定にあたっては、公募市民、市民活動団体からの推薦者、大学生、学識経験者からなる笠間市協働のまちづくり市民会議により協議、検討を行いました。今後、この指針に基づき、市民と行政との協働のまちづくりを進めていきます。

この指針は、これから行うことの骨組みをまとめた基本構想的なものであり、具体的な施策、実施時期などを記載した「計画書」ではありません。

この指針の策定後,指針の内容を具体的な事例を入れて分かりやすく解説したマニュアルを作成し,市民と行政が理解を深めていくとともに,具体的な施策の実施時期を定め,施策展開することによって,協働のまちづくりを推進していきます。

第1章 協働のまちづくりを推進する意義と基本理念

1 背景

・住民ニーズの多様化

少子高齢化や経済成長の停滞など社会・経済情勢の変化により、地域全体で取組む必要がある問題が増えるとともに、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、住民が行政に求めるニーズも多様なものになっています。しかし、いま地方行政は財源不足と職員数の縮小という厳しい状況にあります。統一性や公平性を重視する行政の性質上、行政だけでは、多様化する市民の期待や要望に対応したサービスの維持、向上は、難しくなっています。

・ 住民主体のまちづくり

平成12年の地方分権一括法の施行により、これまでの国・中央省庁主導の画一的な行政システムから、地方公共団体が地域の実情に沿った行政を行っていく「団体自治」が拡充されました。これに対応して、地域のことは地域住民の意思と責任に基づいて自主的に決定するという、より地域に根ざした「住民自治」が重要であると考えます。

・地域コミュニティの変化

これまでの市民生活は、町内会・自治会などの身近な地域コミュニティによって支えられてきました。しかし、近年では核家族化や価値観の多様化などが進み、こうした従来の地域を支える仕組みが機能しにくくなってきています。全国各地で、予想し得ない犯罪や事故などが発生し、その対応も多様で複雑なものになっています。また、少子高齢化が進みつつある中で、教育、防犯、福祉、環境、産業振興などにおいて新しい地域の力を創造していくことが重要です。

・市民活動の活発化

地域社会が変化していく中で、自らの経験や知識を生かし、地縁にとらわれずに市民としてできることを行い、自ら地域の課題を解決していこうという意欲を持った市民の自主的・自発的な活動が活発化しています。これにより市民の「公」に対する意識が変化し、市民と行政が共に担う新たな公共の領域が生まれています。

2 協働, 市民活動のとらえ方

(1)協働の定義

協働とは、市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取組むことをいいます。

(2) 市民と行政の役割

	自分たちが住む地域の課題について、主体的に自分たちで
	解決策を考えるとともに,市民活動に対して理解を深め,公
市民の役割	共の担い手としてまちづくりにすすんで参加することが必
	要です。
	職員一人ひとりが協働のまちづくりについて理解を深め、
行政の役割	協働を推進する主体としての意識を持ち,市民活動が活発に
	行われるよう環境の整備等の適切な施策を実施するよう努
	めることが必要です。

(3) 市民と行政の責任

	市民は市民相互や行政と協働し,地域社会への貢献に努
	め、地域と社会の現状をとらえ、自ら学び・考え、互いの活
市民の責任	動を尊重し,自らの発言と行動に責任を持たなければなりま
	せん。
	市民と協働をするために、市民への情報提供や市民との情
行政の責任	報交換に努め情報の共有を図り、市民に対する説明責任を果
	たすために, わかりやすい情報提供や市民との協働の機会を
	お知らせしなければなりません。

(4)協働のかたち

共通の目標を達成したり、課題を解決する協働の関係には、以下に示すような様々な形態があります。市民と行政は、下のB、C、Dの3つの協働の領域の中から、お互いの特性を生かし、それぞれの活動の成果を出すために最もふさわしい形態を選び、協働事業を行っていきます。もちろんこの形態については、固定的に考えるものではなく、活動・事業によって柔軟に考えていくものです。

寸戓

	≺ממו	倒 り 限		-
市民の領域				行政の領域
Α	В	e	D	Е
(市民)	(市民主体)	(市民と行政)	(行政主体)	(行政)
市民の責任と 主体性により, 市民が自律し て行う領域	市民が主体性を もって行い,行 政が支援をして 取組む領域	市民と行政が 対等に協力し 合って立案・実 行する領域	行政が主体性 を持ち,市民が 参加,協力して 取組む領域	行政の責任と 主体性により 行政が独自に 行う領域
例) <u>団体独自の</u> 活動	例)後援 助成金	例)共催 企画公募型委託	例)委託 指定管理者	例) 公権力の行使 (許認可税の徴収)

協働の額

(5) 市民活動のとらえ方

① 地縁型市民活動(地域コミュニティ活動)

同一地域内に居住する人々によって、自主的・自発的にその地域の問題の 解決や生活の充実のために行われる活動をいいます。

※本指針では「行政区」を地域コミュニティの単位としてとらえています。

② テーマ型市民活動

市民によって、共通の目的を達成するため、地縁にとらわれずに自主的・ 自発的に行われる公益性のある活動で、営利を目的としないものをいいます。

※ここでいう市民とは、原則として、市内に居住又は通学・通勤している個人や、市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、事業者(企業、事業所)などとしてとらえています。

3 協働のまちづくりを推進する意義(必要性)

(1) 自立的な住民主体のまちづくり

市民の経験や能力を行政のサービスに生かしていくことにより、住民自治の領域が広がり、自分たちが住む地域の課題に対して、自分たちで解決する姿勢が高まり、自立的な住民主体のまちづくりが推進されます。

(2) 市民の視点からの課題の解決

公共の課題は、当事者である市民の視点に立って解決していくことが重要です。 協働のまちづくりを推進し、市民の視点から課題を解決することにより、市民の 思いと行政の思いとのすれ違いをなくし、市民の意見を生かした課題の解決をす ることができます。

(3) 新しい公共領域の形成

市民のみ、または行政のみでは解決困難な公共の課題を市民と行政が協力し合って解決したり、共通の目的を達成するために連携し合ったりすることで、市民のみが関わる領域と行政のみが関わる領域との間に市民と行政が協働で関わる新しい公共領域が形づくられていきます。

4 協働のまちづくりを推進する基本理念と原則

(1)協働の基本理念

協働のまちづくりを推進する意義を踏まえ、本市の協働のまちづくりを推進する基本理念を次のとおりとします。

「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指して、市民の経験や能力を市政 に生かし、市民活動を活性化し、身近な市民同士のつながりを強め、市民が主体 性を持って行政と共に活動する協働のまちづくりを推進します。

(2) 協働の原則

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働のまちづくりを推進していくには、原則として次のような姿勢が必要です。

- ①情報公開・透明性の確保・・・市民と行政との『情報の共有』 協働によるまちづくりは、その過程に関わる情報が常に公開され、透明性を 確保された中で行われることが必要です。
- ②自主性・主体性の尊重・・・お互いの『やる気』を大切に 協働によるまちづくりに参加する全ての市民と行政は、常にお互いの自主性・ 主体性を尊重して行動します。
- ③対等・平等な関係・・・常に対等なパートナー 協働によるまちづくりに参加する全ての市民は、お互いに対等・平等であると ともに、また行政とも対等・平等なパートナーとして行動します。

第2章 協働のまちづくりの現状と課題

1 まちづくりへの市民参加

市民活動団体の多くが新たな会員の確保に苦労しています。また地域コミュニティは一番身近なまちづくりへの参加の場ですが、その活動に積極的に参加する人ばかりではありません。まちづくりへ参加する市民を増やすことは、活動の基盤や人と人とのつながりを強めることにもなります。

2 行政と市民及び市民間の情報の共有・交流

市民の意見がどのように行政に生かされているのか、市内でどのような市民活動が行われているのかなどの情報を効率的に得られる場が求められています。笠間市に関する情報や市民活動に関する情報などを行政と市民、または市民同士が共有し、双方向の情報の交流ができる環境の整備が求められています。

3 市民活動団体間の交流・連携

笠間市内には、同じ目的を持って同じ分野で活動している市民活動団体がありますが、団体同士の交流は少なく、お互いの活動の中で抱えている課題などについて情報交換をする機会が少ない状態にあります。共通の目的を持っている団体同士が交流し、お互いの知恵や情報を持ち寄り連携を強めることは、協働のまちづくりの大きな力になることが期待されます。

4 地域コミュニティに対する支援

地域コミュニティ活動を支えてきた町内会や自治会などは、それぞれの地域によってその呼び方も違えば、成り立ちも違います。運営がうまくいっているところもあるが、従来の仕組みでは対応できない事態が生じ、新規転入者の未加入、役員のなり手不足、活動への不参加などの問題を抱えている組織もあります。問題解決のための支援を行うと同時に、市民にとって最も身近な地域組織の問題について、市民と行政が共に考えていくことが必要です。

5 テーマ型市民活動団体に対する支援

テーマ型市民活動団体には、それぞれの目的により、現状の活動を続けていくことを望む団体や更に発展した活動を望む団体があります。活動の発展を望む団体には、人材育成、拠点の整備、資金的支援などそれぞれの団体のニーズに応じた支援をすすめる必要があります。その中で、市民自らが市民活動を支援し、市民と行政をつなぐ役割を果たす中間支援組織*が育っていくことも期待されます。

6 市民と職員の意識づけ

市民ばかりでなく、行政にもまだ「協働のまちづくり」に対する理解不足、認識 不足があります。協働のまちづくりを推進するためには、職員一人ひとりが「協働 とは何か」を理解し、協働を推進する主体としての意識を持って取組む必要があり ます。また、市民一人ひとりも、公共の新たな担い手としての意識を持つことが求 められています。

7 庁内の推進組織の整備

協働のまちづくりを推進していくためには、多岐の分野に渡って活動している市 民の求めに対応できるよう、縦割り行政弊害の解消に努め、横断的な推進体制を整 備することが求められます。

^{*} 行政と地域の間に立って様々な活動を支援する組織。NPO整備のための相談窓口などのほか、直接的に住民や地域に対する支援を行うセンター的機能を持つ。

第3章 協働のまちづくりを推進するための方向性

1 市民活動への参加の促進

市民活動に参加する市民を増やすことは、市民活動を通して身近な問題に関心を持つ市民を増やすとともに、市民活動の担い手を増やすことでもあります。多くの市民が市民活動に関心を持てるように、市民活動を広く紹介し、関心を高めるための講座や情報提供を行い、誰もが市民活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、地域のことを知り、地域とのつながりを持てるよう、子どもからお年寄りにまで地域の情報が伝わり、幅広い世代の方が一人でも多く気軽に地域コミュニティ活動に参加できるような仕組みをつくります。

2 市や市民活動に関する情報の収集・発信

笠間市ではどのようなことが行われているのか、どのような市民活動が行われていて、どのようなテーマで活動しているかなどが把握できるように、市政に関する情報や市民活動に関する情報を収集し、市が求める事業や市民活動に参加し、理解を深めるために活用できるような情報を発信していきます。

3 市民活動団体間の交流・連携

市民活動団体間の交流を促し、情報交換をする機会をつくることにより、共通の目的を持っている団体同士が連携を強め、まちづくりの大きな力になるよう、交流の場づくりを推進します。

4 市民活動の拠点づくり

市民活動の情報を取り扱い、市民活動団体同士だけでなく、市民活動に関心のある市民同士とも交流できる拠点づくりを推進し、自主的な活動がしやすい環境を整備します。

また地域コミュニティ活動については、地域集会所などの拠点の建設や増改築に 対する補助制度の見直し、地域コミュニティ活動に必要な備品の購入に対する補助 制度などを検討し、活動拠点としての機能の充実、整備に対する支援をしていきま す。

5 市民活動団体のニーズに合った支援

市民活動団体はその発展段階により、人材育成や資金の確保などさまざまな支援 が必要です。それぞれの市民活動団体のニーズに応じて、適切な支援をしていきま す。

6 市民と行政をつなぐ中間支援組織の育成

市民活動に携わる人材を育成し、市民と行政をつなぐ役割を果たせるような市民活動団体を育成し、市民が市民の活動をコーディネートしていけるような環境を整備します。

7 市民と職員の意識づけ

協働のまちづくりに対する市民の意識が変わらなければ、協働事業にかかわる市 民活動が固定化し、協働のまちづくりを行うチャンスを逃す可能性があります。ま た、職員の意識が変わらなければ、市民への適切な情報提供や対応が不十分となり ます。

協働のまちづくりについて市民や職員が共に学ぶ場を設け、互いの理解を深める ことにより、職員と市民の新たな関係づくりを推進していきます。

8 庁内の推進組織の整備

市民活動を推進するための意義や重要性を理解しても、庁内の推進組織を整備しなければ、実際に市民活動は推進できません。庁内全体で市民活動を推進するための方策を探り、施策を決定し、それに基づき行動していきます。

第4章 協働のまちづくりを推進するための取組み

1 市民参加を推進するための施策

(1)協働のまちづくりに関するPR

協働のまちづくりについて理解を深めるために、「広報かさま」に協働のまちづくりについてのコーナーを設けて、PRに努めるとともに、引き続き「かさま市民力」のコーナーで活動団体等との活動状況を紹介します。

(2)活動団体等に関する情報提供

笠間市内にどのような活動団体があるのか知りたい人が情報を得たり、仲間を募っている団体の活動に参加してみたい人をつなぐことができるように、公共施設などの情報掲示コーナーで情報提供を行うとともに、インターネットを利用してコミュニケーションが図れるよう市民活動情報提供システムを整備し、活動団体等からの情報発信・情報提供を充実させていきます。

(3) 市民と行政の情報共有・情報交流

市民と行政で情報を共有するため、主要施策について懇談会を開催し、情報の 交流を図ります。また、市政に対する意見・問い合わせを一元的に受け付けるコ ールセンターを設置し、寄せられた意見に対する回答集を作成し、ホームページ で公表していきます。また、市民から市政に対する意見・要望を直接聞けるよう、 パブリックコメント制度と市政モニター制度の更なる活用に努めます。

(4) 市民活動支援のための講座・講習会の開催

活動に自然に入っていけるよう、まちづくり活動入門講座や体験プログラムを 展開し、活動のレベルアップを求める市民向けに、情報処理技術の基礎講座やN PO法人についての講座やリーダー育成講座を開催します。

(5) まちづくり出前講座の開催

市民が市政に関する理解を深め学習機会を増やすために、講座メニューを充実させます。また、市民の持つ技術・能力・知識を生かして講師の増員を図り利用拡大に努めます。

2 活動拠点の整備・活用

(1)活動拠点の整備

市民が活動の拠点として利用できるよう市民活動センターやボランティアセンターを設置します。

(2) 地域活動拠点の活用

市内にある市立公民館等の公共施設や地域集会所などを、地域に合った活用ができるように努め、また、市有地や空き店舗の有効活用も検討していきます。

(3) 市民と行政を結ぶ中間支援組織の設置

市民活動の支援や行政との橋渡しを担う中間支援組織の設置を図ります。

3 市民の活動に対する支援施策

(1) まちづくり市民活動助成制度の拡充

市民活動に対する助成制度を市民活動団体の立ち上げや団体が行う事業などに使えるよう、支援体制を充実させていきます。

(2) 地域集会所に対する整備補助金の充実

現行の施設整備費等の補助制度をより充実させるとともに, 備品等の購入に対する助成制度を検討します。

(3)活動に必要な貸出制度の充実

市民活動の活性化を図るため、公用車貸出制度の充実拡大に努めるとともに、 備品貸出制度を構築していきます。

(4) 保険制度の充実

安心して市民活動ができるよう,市が加入している保険内容の検討を行うとと もに,ボランティア保険の加入促進及び補助制度を検討します。

4 ふるさとづくり活動の普及・支援

(1) アダプト制度(里親制度)* の普及

市民活動団体が、道路、公園、河川などの整備・美化活動を定期的に行う里親制度の普及を図ります。

(2) ふるさと納税制度** の普及

笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々の思いを実現する ため、ふるさと納税制度の普及に努めます。

5 協働体制の構築

(1) 市民と行政による推進委員会の設置

協働に関しての取組や推進状況を相互に確認するための委員会を設置します。

(2)「産学官民連携推進協議会(仮称)」設置

市民、行政、事業者、企業、学校がそれぞれの分野や特性を生かし、地域を活性化するための連絡協議会(仮称)等を設置します。

(3)全庁的な推進組織の設置

協働のまちづくりを総合的に推進するために,職員向けのマニュアルを作成し, 研修を実施して資質向上に努めるとともに,庁内の連携や合意形成を図るための 推進組織を設置します。

^{*} 市民が道路や公園など、公共の場所を里子にみたてて清掃し、美化していくこと。

^{**}都道府県・市区町村に寄附を行った場合、一定の限度まで所得税と個人住民税から寄 附金控除をする制度。笠間市では寄附金を「元気かさま応援基金」に積み立て、「まち づくり支援」「子ども支援」「芸術・文化支援」の3つの支援事業に活用している。

資 料 編

笠間市協働のまちづくり推進指針の概要

< 定での趣旨 > この指針は、笠間市総合計画が示した、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めるため、行政主導のまちづくりを見直して、公共を共に担うパートナーである市民との協働のあり方を示すとともに、今後の市の施策の目指すべき方向性を定めた。

第1章 協働のまちづくりを推進する意義と基本理念

1 背景

- ・社会・経済情勢の変化により、住民ニーズが多様化し、行政だけでは、対応が難しくなっている。
- ・地方分権一括法の施行による「団体自治」の拡充 に対応して、住民主体のまちづくりである「住民 自治」の拡充を要請されている。
- ・地域コミュニティの変化により、従来の地域を支える仕組みが機能しにくくなってきており、新しい地域の力を創造していくことが求められている。
- ・市民活動の活発化により、市民の「公」に対する 意識が変化し、市民と行政が共に担う新たな公共 の領域が生まれている。
- 2 協働・市民活動のとらえ方
 - (1) 協働の定義
 - (2) 市民と行政の役割
 - (3) 市民と行政の責任
 - (4) 協働のかたち
 - (5) 市民活動のとらえ方
 - ①地縁型市民活動(地域コミュニティ活動)
 - ②テーマ型市民活動
- 3 協働のまちづくりを推進する意義(必要性)
- (1) 自立的な住民主体のまちづくり
- (2) 市民の視点からの課題の解決
- (3)新しい公共領域の形成
- 4 協働のまちづくりを推進する基本理念と原則
 - (1)協働の基本理念

「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指して、市民の経験や能力を市政に生かし、身近な市民同士のつながりを強め、市民が主体性を持って行政と共に活動する協働のまちづくりを推進します。

- (2)協働の原則
- ①情報公開・透明性の確保 市民と行政との『情報の共有』
- ②自主性・主体性の尊重 お互いの『やる気』を大切に
- ③対等・平等な関係 常に対等なパートナー

第2章 協働のまちづくりの現状と課題

- 1 まちづくりへの市民参加
- ・市民活動団体の新たな会員の確保
- ・地域コミュニティ活動への参加者の低下
- ・まちづくりへ参加する市民を増やすことが必要
- 2 行政と市民及び市民間の情報の共有・交流
- ・情報を効率的に得られる場が必要
- ・笠間市に関する情報や市民活動に関する情報を共有 し、交流ができる環境の整備
- 3 市民活動団体間の交流・連携
- ・団体同士の交流が少ない
- ・交流・連携を強めることが必要
- 4 地域コミュニティに対する支援
- ・新規転入者の未加入,役員のなり手不足,活動への 不参加などの問題
- ・問題解決のための支援が必要
- 5 テーマ型市民活動団体に対する支援
- ・人材育成、拠点の整備、資金的支援などそれぞれの 団体のニーズに応じた支援をすすめることが必要
- 6 市民と職員の意識づけ
- ・「協働のまちづくり」に対する理解不足、認識不足
- ・職員一人ひとり, 市民一人ひとりが, 公共の新たな 担い手としての意識を持つことが必要
- 7 庁内の推進組織の整備
- ・縦割り行政弊害の解消に努め、横断的な推進体制を 整備

第3章 協働のまちづくりを推進するための方向性

- 1 市民活動への参加の促進
- ・市民活動を広く紹介し、関心を高めるための講座や 情報提供を行い、誰もが市民活動に参加しやすい環 境づくり
- ・幅広い世代の方が一人でも多く気軽に地域コミュニ ティ活動に参加できるような仕組みづくり
- 2 市や市民活動に関する情報の収集・発信
- ・市政に関する情報や市民活動に関する情報を収集し、 発信する
- 3 市民活動団体間の交流・連携
- ・市民活動団体間の交流を促し、情報交換をする機会 をつくり、連携を強化し、交流の場づくりを推進
- 4 市民活動の拠点づくり
- ・市民活動の情報を取り扱い、交流できる拠点づくり を推進
- ・地域コミュニティ活動における地域集会所などの活動拠点の機能の充実,整備に対する支援
- 5 市民活動団体のニーズに合った支援
- ・人材育成や資金の確保など、市民活動団体のニーズ に応じた適切な支援
- 6 市民と行政をつなぐ中間支援組織の育成
- ・市民活動に携わる人材を育成し、市民と行政をつな ぐ役割を果たせるような市民活動団体を育成
- 7 市民と職員の意識づけ
- ・協働のまちづくりについて市民や職員が共に学ぶ場 を設け、職員と市民の新たな関係づくりを推進
- 8 庁内の推進組織の整備
- ・ 庁内の推進組織を整備し、 庁内全体で市民活動を推 進

第4章 協働のまちづくりを推進するための取組み

- 1 市民参加を推進するための施策
 - (1) 協働のまちづくりに関する PR
 - (2)活動団体等に関する情報提供
 - (3) 市民と行政の情報共有・情報交流
 - (4) 市民活動支援のための講座・講習会の開催
 - (5) まちづくり出前講座の開催
- 2 活動拠点の整備・活用
 - (1)活動拠点の整備
 - (2) 地域活動拠点の活用
 - (3) 市民と行政を結ぶ中間支援組織の設置
- 3 市民の活動に対する支援施策
 - (1) まちづくり市民活動助成制度の拡充
 - (2) 地域集会所に対する整備補助金の充実
 - (3)活動に必要な貸出制度の充実
 - (4) 保険制度の充実
- 4 ふるさとづくり活動の普及・支援
 - (1) アダプト制度(里親制度)の普及
 - (2) ふるさと納税制度の普及
- 5 協働体制の構築
 - (1) 市民と行政による推進委員会の設置
 - (2)「産学官民連携推進協議会(仮称)」設置
 - (3) 全庁的な推進組織の設置

2 協働のまちづくり推進指針 体系図

地域を取り巻く背景

|住民ニーズの多様化| |住民主体のまちづくり |地域コミュニティの変化| |市民活動の活性化|

協働の定義

協働とは、市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取組むこと。

役割とは

【市民の役割】

住む地域の課題について、主体的に自分たちで解決策を考える。市民活動に対して理解を深め、公共の担い手としてまちづくりにすすんで参加する。

【行政の役割】

職員一人ひとりが協働のまちづくりについて理解を深め、協働を推進する主体としての意識を持ち、市民活動が活発に行われるよう環境の整備等の適切な施策を実施するよう努めること。

責任とは

【市民の責任】

市民は市民相互や行政と協働し、地域社会への貢献に努め、地域と社会の現状をとらえ、自ら学び・考え、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つ。

【行政の責任】

市民と協働をするために、市民への情報提供や市民との情報交換に努め情報の 共有を図り、市民に対する説明責任を果たすために、わかりやすい情報提供や市 民との協働の機会を知らせる。

市民活動のとらえ方

①地縁型市民活動(地域コミュニティ活動)

②テーマ型市民活動

協働のまちづくり推進する意義

(1)自立的な住民主体のまちづくり(2)市民の視点からの課題の解決(3)新しい公共領域の形成

協働の基本理念

「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指して、市民の経験や能力を市政に生かし、身近な市民同士のつながりを強め、市民が主体性を持って行政と共に活動する協働のまちづくりを推進します。

協働の三原則

情報公開・透明性の確保

自主性・主体性の尊重

対等・平等な関係

協働のまちづくりを推進するための方向性

協働のまちづくりを推進するための取組み

3 指針策定の経過

年 月 日	会議等	主な内容	
平成 20 年 5 月 1 日	笠間市協働のまちづくり市民会議を設置		
平成 20 年 7 月 31 日	第1回市民会議	会長・副会長選出、市民会議での検討 内容説明など。	
平成 20 年 9 月 29 日	第2回市民会議	「協働の実践実例」について意見交換。	
平成 20 年 11 月 28 日	第3回市民会議	協働の指針づくりに向けて笠間市の現 状、課題、方向性について意見交換。	
平成 21 年 1 月 19 日	先進地視察研修:千葉市にて、「千葉市市民参加・協働推進 基本指針、条例」について研修。		
平成 21 年 2 月 19 日	第4回市民会議	千葉市の指針を参考に意見交換。	
平成 21 年 4 月 23 日	第5回市民会議	「笠間市協働のまちづくり推進指針」の素案の検討。	
平成 21 年 5 月 29 日	第6回市民会議	市民活動団体と地域コミュニティのとら え方について検討。	
平成 21 年 6 月 25 日	第7回市民会議	素案の全体構成について検討。	
平成 21 年 7 月 31 日	第8回市民会議 協働のまちづくりを推進する取組 いて検討。		
平成 21 年 8 月 7 日	ワーキンググループにより、取組み案を整理。		
平成 21 年 8 月 18 日	ワーキンググループにより、取組み案を整理。		
平成 21 年 8 月 21 日	議会全員協議会に指針の策定状況について中間報告。		
平成 21 年 9 月 2 日	第9回市民会議	協働のまちづくりを推進する取組みにつ いて検討。	
平成 21 年 10 月 7 日	第10回市民会議	原案全体について検討。	
平成 21 年 11 月 11 日	第11回市民会議	章分けを含め原案全体について検討。	
平成 21 年 12 月 9 日	第12回市民会議	原案全体について検討。(文言の整理)	
平成 22 年 1 月 21 日	第13回市民会議	原案全体について検討。(文言の整理)	

平成 22 年 2 月 12 日	第14回市民会議	原案全体について検討。(文言の整理)	
平成 22 年 2 月 26 日	第15回市民会議	原案の最終検討。	
平成 22 年 4 月 15 日 ~5 月 6 日	パブリックコメント		
平成 22 年 5 月~7 月	企業、NPO、区長会、市民活動団体等から指針原案に対する意見を募集。		
平成 22 年 6 月 8 日	議会文教厚生委員会に指針原案を報告。		
平成 22 年 7 月 21 日	議会全員協議会に指針原案を報告。		
平成 22 年 8 月 30 日	第16回市民会議 指針原案に対する意見について検討。		
平成 22 年 9 月 27 日	第17回市民会議 指針案の最終検討。		
平成 22 年 10 月 6 日	笠間市協働のまちづくり推進指針(案)市長答申		

4 笠間市協働のまちづくり市民会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	前任者
1	一般公募者	小暮 虎雄	
2	一般公募者	常井 敏夫	
3	一般公募者	藤枝 芳房	
4	一般公募者	吉田 英子	
5	笠間市区長会	園部 昭德	
6	まちづくり宍戸塾	桑野 郭延	
7	小原をすみよくする会	富田 文訓	
8	城南協議会	綱川 洋美	池田 光義
9	下市毛まちづくり同好会	青柳 力	
10	土師ひゃくしょう塾	鬼澤 正	
11	笠間市まちづくり教室	川松 三男	
12	かさま環境を考える会	鹿志村 清一	一柳 克平
13	大好きかさまネットワーカー連絡協議会	千代 京	
14	笠間市子ども会育成連合会	湊 節雄	
15	笠間市消費者友の会	内原 孝子	
16	(福)笠間市社会福祉協議会	松原 秀和	
17	(社)笠間観光協会	増渕 浩二	大津 廣司
18	(社)笠間青年会議所	栗林 盛紀	鈴木 一利
19	NPO笠間学童保育の会	大月 けい子	
20	NPOアーティストいばらき	藤本 隆幸	
21	笠間市商工会青年部	伊勢山 伸一	
22	常磐大学コミュニティ振興学部教授	伊佐山 忠志	
23	常磐大学学生	桐原 拓也	藤沼 悟
24	"	篠原 靖弘	藤田 利康
25	II .	西田 光雄	道川 誠